

VI
281

6-3
295

昭和二十六年度における申請大学、短期大学等の審査方針（案）

一、本審議会は昭和二十六年度の申請大学（医学部を含む）短期大学等の審査に關しては所在地その他の事情と照合せ、口公私立の諸学校を合せて、なるべく一脊に実施するようしたい。

春山 240

二、審査会の担当学校について

各審査会の担当する学校は審査上の便宜を図り、且つ委員の实地視察の勞の軽減を計る建前から地区別を以てし東京及び附近の学校は各審査会に適当に撥配する。

三、会議の開催について

会議は常任委員会において予め予定日程を定めて運営する。

昭和二十六年度申請大学等の審査会組織の方針（案）

一、審査会を五とする

二、一審査会の委員の数は八九名程度とする。

三、各審査会には常置の委員（会長、副会長を除く）四十三名と、その専攻、勤務地等を考慮して各擔指命する。なお必要があれば臨時委員を加えることがある。

四、主査は各審査会の委員の互選によつてこれを決める。但し主査は常置の委員の中から選ぶことを原則とする。

